

造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】

資料2-7

①

事業概要

地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援。

補助対象

- 東日本大震災により造成宅地に滑動崩落が発生している箇所のうち、平成24年度末までに工事着手される地区における滑動崩落防止工事

補助要件概要

- 東日本大震災復興特別区域法(仮称)に規定する復興整備計画(仮称)又は復興交付金事業計画(仮称)の区域内で行われるもの
- 地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
- 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道)、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
 - ハ 家屋10戸以上(当該盛土上に存するものは除く)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

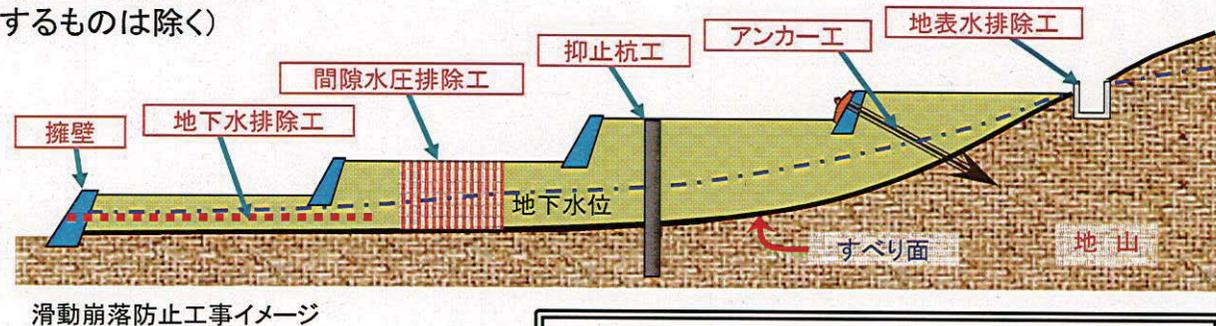
都道府県・市町村

補助率

国: 1/2 (特別な場合は2/3※)

※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護

1/2

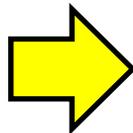


(担当部局) 国土交通省 都市局 都市安全課
(担当) 企画専門官 藤平、係長 大槻
(電話番号) 03-5253-8402

盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設

背景

東日本大震災では、多数の宅地に甚大な被害が生じており、特に盛土造成地に甚大な被害が集中し、地盤が滑動又は崩落することにより周辺公共施設（道路・下水道等）を含む盛土全体が被災する事例が顕著。



甚大な宅地被害～比較的小規模なものも多数

- 災害予防の観点から制度設計されている既存の「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を参考にしつつ、すでに被害を受けている宅地の実情に即応できる新制度を創設
- 再度災害防止を図る観点から滑動崩落防止の緊急対策工事を実施

既存の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

①交付率

1/4

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、
河川、鉄道、避難地又は避難路

造成宅地滑動崩落緊急対策事業（創設）

①交付率

1/2（特別な場合は2/3※）

※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護。

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上のもの も対象

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

一定の要件を満たす市町村道、
家屋10戸以上 も対象